

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成24年7月17日24直整第441号一7で行った部分開示決定（以下「本件決定」という。）のうち、建物番号、損失補償単価、写真番号及び調査区域住所は、開示すべきである。

また、平成21年度の調査報告書のうち、表紙、背表紙及び報告書鑑を除く部分について、対象公文書として特定し、改めて開示・非開示の決定を行うべきである。

2 異議申立てに係る対象公文書の開示決定状況

異議申立てに係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、福岡県直方県土整備事務所（以下「県土整備事務所」という。）が行った平成21年度及び平成23年度の〇〇事業（以下「本件事業」という。）に係る事業損失の調査報告書（以下「本件報告書」という。）中、平成21年度の報告書のうち、表紙、背表紙及び報告書鑑並びに平成23年度の報告書の全てである。

実施機関は、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、本件公文書に記載されている情報のうち、建物所有者や建物の損傷状況等の情報について、条例第7条第1項第1号（個人情報）に該当するとして非開示とし、その余の部分は開示する部分開示決定を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、他の特定しうる文書と併せてその開示を求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 異議申立人は、平成24年5月16日付けで、実施機関に対し、条例第6条の規定に基づき、本件報告書の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成24年5月31日付けで、非開示とする決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 実施機関は、平成24年7月17日付けで、同年5月31日付けの決定を取り消し、本件決定を行った。

エ 異議申立人は、平成24年9月14日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び意見書における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 実施機関は、「公文書に記載されている個人の住所、氏名等は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。」と説明を記し、条例第7条第1項第1号に該当するとして本件公文書の多くを非開示とした。

(2) 平成21年度と平成23年度の調査報告書は、金額が異なるだけで他は同一であるとして、平成23年度の調査報告書のみが部分開示され、平成21年度の調査報告書は表紙のみが部分開示された。

しかし、本件対象建物（以下「本件建物」という。）は〇〇や〇〇や〇〇を営んでいる建物と思われるので、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、条例第7条第1項第1号には該当しない。

(3) 調査報告書の大部分は記録写真である。これら写真のうち、亀裂、損傷等がクローズアップされたものは開示されても何の問題もないはずである。

以前の審査会の判断で、建物外部は個人が識別されるが、建物内部は識別できないので開示の対象になると判断されたと説明を受けた経緯がある。

(4) 決定通知書には、「公文書に記載されている個人の住所、氏名等・・・」としか記載されていないので、具体的に何が非開示になっているのか明らかではないことから、非開示情報の名称を明らかにしていただきたい。

(5) 本件建物が特定できる情報は、条例第7条第1項第1号文書ではない。亀裂の長さ等の損傷の種類幅・長さを示す数量の変化等は個人情報とは関係がない。損傷調査書等で非開示とされている。

よって、金額を除き他の情報は全て開示を求める。平成21年度の調査報告書の開示も求める。

(6) 実施機関の理由説明書によると、本件公文書のうち、本件建物に関する情報は事業を営む個人の当該事業に関する情報であることを認めている。

本件決定は、条例第7条第1項第1号の個人情報に該当するとしてなされたものであるから、本件建物の所有者、所在地、図面、用途、数量及び写真（個人の生活が推知されるものを除く。）等は開示されるべき情報である。例えば、建物等調査一覧表のうち、建物等所在地、建物等所有者名、建物等の概要、経過年数、延べ面積は当然に開示されるべき情報である。

(7) 平成21年度と平成23年度の調査報告書は、ともにその中核をなす「補償金総括表」が部分開示すらなされなかったことが奇妙である。仮に補償が

完了していないのであれば、金額の部分を黒塗りして部分開示されるべき最も重要な書類である。

- (8) 実施機関は、本件建物に関する情報は事業を営む個人の当該事業に関する情報であることを認めたが、今度は、これらの情報は条例第7条第1項第4号（行政運営情報）に該当する非開示情報であると主張を変えている。

異議申立人は、条例第7条第1項第1号該当情報という殆ど黒塗りにされた調査報告書の閲覧をし、写しのコピー料金を支払った。

異議申立ての後になって、同号に該当すると実施機関が主張を変えるのは不当である。

- (9) 「本件建物所有者が県に対して不信感を抱き、今後は交渉に応じないなど、県が実施する公共事業に対する協力が得られなくなるおそれがある。」という実施機関の主張が通れば、大抵の公文書は非開示情報になってしまう。

情報公開制度が数々の異議申立てや訴訟によって、事業が完了したものについては、補償対象物件の所有者、所在地、金額等の多くの情報が開示されるようになってきたことに逆行する。

- (10) 理由説明書において、補償実施が完了していないから条例第7条第1項第4号に該当する非開示情報であると新たな主張をするのであれば、実施機関はこれほどの期間を要している論理的な説明をする必要がある。

情報公開審査会の答申が出される時点で、補償が未だ完了していないとすれば補償金額は非開示であろうが、補償が完了していれば居住部分に関する個人情報を除く他の情報は全て開示されるべきである。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 決定通知書における説明

本件公文書に記載されている個人の住所、氏名等は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。

(2) 理由説明書における説明

ア 本件公文書に記載されている情報のうち、本件建物所有者の氏名、補償積算内訳書、本件建物の図面及び内部写真等の情報は、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第1項第1号に該当すると判断し非開示とした。

イ 異議申立人の主張を受けて確認したところ、異議申立人が主張するとおり、本件公文書に記載された本件建物所有者は〇〇を経営していることから、本件公文書のうち、本件建物に関する情報は、事業を営む個人の当該事業に関する情報と言える。

しかし、本件建物の居宅部分に関する情報については、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第1項第1号に該当する。

ウ 本補償案件については、現在も本件建物所有者と補償内容や補償金額について交渉を継続中であり、現時点でこれらの情報が第三者に開示されることになると、本件建物所有者が実施機関に対して不信感を抱き、今後は交渉に応じないなど、実施機関が行う公共事業に対する協力が得られなくなるおそれがある。

したがって、本件公文書のうち、本件建物所有者の氏名、本件建物の図面、補償積算内訳書、内部写真等の情報は、補償金積算に関する情報であって、これを開示すると、本件建物所有者が実施機関に対して不信感を抱き、今後は交渉に応じないなど、実施機関が行う公共事業に対する協力が得られなくなるおそれがあることから、条例第7条第1項第4号に該当する。

6 審査会の判断

(1) 工事の施行に起因する建物等の損害等に係る調査について

「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領の制定について」（昭和61年4月25日付け中央用地対策連絡協議会理事会決定）によると、公共事業に係る工事の施行による地盤変動等により建物等に損害等（以下「事業損失」という。）が生じるおそれがあると認められる場合、工事の着手に先立ち、起業地周辺の建物等の現況調査（以下「事前調査」という。）を行うこととされており、起業地周辺の建物等の所有者等から損害等の発生の申出があったときは、建物等の損害等と工事との因果関係について調査を行うこととされている。

これらの調査の結果、建物等の損害等が事業損失であると認められる場合は、当該建物等の損害等の状況調査（以下「事後調査」という。）を行い、建物等の所有者に受忍の範囲を超える損害等が生じた場合には、当該損害等をてん補するために必要な最小限度の費用を負担（以下「損失補償」という。）することができるものとされている。

(2) 本件建物の損害に係る調査について

県土整備事務所は、本件事業に係る工事が完了した平成16年3月に本件建物所有者から本件建物に係る損害の発生の申出があり、同年4月に本件建物の事後調査を行った。その結果、本件建物所有者に受忍の範囲を超える損害が認められたことから、本件建物所有者と損失補償交渉を開始した。

その後本件建物に時の経過に伴う損害の拡大が予測されたことから、県土整備事務所は、平成21年10月に再調査を行い、平成24年3月に損失補

償単価の改定による損失補償金額の再算定を行っている。

なお、県土整備事務所は、現在までのところ、本件建物所有者と本件建物に係る損失補償契約の締結には至っていない。

(3) 本件公文書の性格及び内容について

ア 本件公文書は、本件報告書中、平成21年度の報告書のうち、表紙、背表紙及び報告書鑑並びに平成23年度の報告書の全てであり、その内容は次のとおりである。

(7) 表紙及び背表紙

表紙及び背表紙には、調査報告書の名称、報告年月日、本件建物所有者の氏名及び受託事業者の名称等が記載されている。

(イ) 調査報告書鑑

調査報告書鑑は、受託事業者から実施機関に提出された調査報告書の鑑文で、受託業務の名称のほか、受託事業者の名称、代表者の氏名、代表者印の印影、調査担当者の氏名及び資格名並びに本件建物所有者の氏名等が記載されている。

(ウ) 調査区域位置図

調査区域位置図は、調査を行った本件建物の所在を示す図面で、工事名、調査年月日、受託事業者の名称及び調査区域等が記載されている。

(エ) 建物等調査一覧表

建物等調査一覧表は、本件建物の現況等を調査した結果を一覧表にまとめたもので、本件建物所有者の氏名、本件建物の所在地、用途、経過年数及び延べ面積等が記載されている。

(オ) 設計書、集計表及び数量計算書

設計書は、本件建物所有者に対する建物ごとの損失補償金額を算出したもので、本件建物の原状回復に要する純工事費、現場管理費及び一般管理費、その他の経費並びに消費税相当額等が記載されており、工事区分ごとの明細書が添付されている。明細書には、工事区分ごとの工事量、損失補償単価及び金額が記載されている。

集計表は、本件建物各部における原状回復に必要な工事量を工事区分ごとに集計したもので、補修箇所、補修が必要な面積及び長さ等が記載されている。

数量計算書は、集計表の明細であり、本件建物各部における原状回復に必要な工事量を補修箇所ごとに個別に算出したもので、工事区分、補修内容、写真番号及び工事量等が記載されている。

(カ) 建物等調査書、損傷調査書及び写真集

建物等調査書は、本件建物の平面図、展開図、立面図及び配置図等の

図面で、本件建物各部の配置、形状及び構造、損傷箇所及び損傷の程度等の詳細が記載されている。

損傷調査書は、本件建物内部での損傷の状況を、各部ごとに本件事業に係る工事の施行前と施行後で比較したもので、本件建物所有者の住所及び氏名、受託事業者の調査担当者の氏名並びに本件建物の所在地、室名、各部仕上材、写真番号、損傷の種類及び損傷の状況等が記載されている。

写真集は、本件建物の外観や内部の写真が損傷調査書における写真番号の順に並べられている。

イ 本件公文書に記載されている情報のうち、実施機関が条例第7条第1項第1号該当を理由に非開示とした部分は、下記のとおりである。

(7) 本件建物所有者に関する情報

本件建物所有者の住所、氏名及び電話番号

(イ) 本件建物に関する情報

a 本件建物の概要に関する情報

本件建物の住所、名称、構造、経過年数、延べ面積、用途、室名及び各部仕上材並びに本件建物の位置図等の図面のうち、本件建物の配置が記載されている部分並びに一部の建物番号並びに一部の調査区域住所

b 本件建物に係る損傷の状況に関する情報

原状回復を要する居室等の名称、居室等ごとの損傷の種類及びその状況、本件建物の原状回復に必要な工事量算出のための計算式、工事区分ごと及び居室等ごとの工事量、本件建物に係る損傷の状況を示した平面図等の図面のうち、本件建物の配置が記載されている部分、写真並びに一部の写真番号

c 本件建物に係る損失補償金額の算定に関する情報

本件建物の原状回復に要する純工事費、工事区分ごとの純工事費の内訳、現場管理費、一般管理費、その他の経費、消費税相当額、損失補償金認定額及び一部の損失補償単価

(ウ) 受託事業者の従業員に関する情報

受託事業者の担当技術者、管理技術者及び照査技術者の氏名及び資格名

(エ) 受託事業者に関する情報

受託事業者の代表者印の印影

なお、実施機関は、本件決定において、条例第7条第1項第1号該当を

理由に部分開示としているが、当審査会に提出した理由説明書において、非開示とした情報のうち、本件建物所有者の氏名、本件建物に係る損失補償金額を算出した設計書、本件建物の図面及び内部写真等について、条例第7条第1項第4号に該当するとの理由を追加している。

(4) 本件公文書の特定について

ア 平成21年度の調査報告書について

当審査会が実施機関に確認したところ、平成21年度の調査報告書については表紙、背表紙及び報告書鑑のみを特定し、部分開示したと説明している。

しかしながら、異議申立人は、本件開示請求において、平成23年度の調査報告書に加え、平成21年度の調査報告書の開示も求めていることは明らかであることから、実施機関は、平成21年度の調査報告書全てを本件開示請求に対する対象公文書として特定し、開示・非開示の決定を行うべきである。

イ 補償金総括表について

異議申立人は、最も重要でかつ調査報告書の中核をなす補償金総括表は、開示されるべきであると主張している。

当審査会が実施機関に確認したところ、本件建物に係る損失補償金の総額を表す補償金総括表については、調査業務を委託する事業者に対し作成を義務づけておらず、平成21年度及び平成23年度の調査報告書には添付されていないと説明している。

当審査会が、用地調査・工損調査等共通仕様書（平成18年2月福岡県土木部）及び本件建物の調査に係る平成21年9月18日付け及び平成23年6月9日付け業務委託契約書を見分したところ、補償金総括表は作成すべき書類とはされていないことが認められた。

したがって、平成21年度及び平成23年度の調査報告書において、受託事業者には補償金総括表を作成する義務はなく、当該報告書には添付されていないとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

また、当審査会が、本件建物に係る平成21年度及び平成23年度の調査報告書を見分したところ、補償金総括表は添付されていなかった。

よって、実施機関が本件開示請求に対し、補償金総括表を特定しなかったことは妥当である。

(5) 条例第7条第1項第1号該当性について

ア 本号の趣旨

条例第7条第1項第1号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別するこ

とはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を非開示とすることを定めている。

また、本号本文に該当するとしても、条例は、本号ただし書きにおいて例外的に開示することが必要と認められる情報を規定しているところである。

ただし、個人に関する情報であっても、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、同項第2号の事業情報により非開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号の個人情報からは除外している。

イ 該当性の判断

(7) 本件建物所有者及び本件建物に関する情報について

実施機関は、理由説明書において、本件建物所有者は〇〇を経営していることから、本件建物に関する情報は、居宅部分を除き事業を営む個人の当該事業に関する情報であると説明している。

本件公文書を見てみると、本件建物の図面や写真集等から本件建物は〇〇として使用されていることは明らかであることから、本件公文書に記載されている本件建物所有者及び本件建物に関する情報は、一個人としての情報ではなく不動産賃貸業を営む個人としての事業に関する情報であると認められる。

したがって、これらの情報は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であると認められることから、条例第7条第1項第1号には該当しない。

しかしながら、これらの情報のうち、居室の内部写真については、本件建物に居住している者にとって私生活に密接に関連する極めて機微にわたる情報と考えられ、公にすることにより、特定の個人を識別することはできないが、これらの者の権利利益が著しく害されるおそれがあると認められることから、条例第7条第1項第1号本文に該当する。

また、当該情報は、例外的に開示することが認められる同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、実施機関が、居室の内部写真について、条例第7条第1項第1号に該当するとして非開示とした決定は妥当である。

なお、本件建物所有者に関する情報及び居室の内部写真を除く本件建物に関する情報については、条例第7条第1項第4号に該当するかについて判断する必要がある情報であることから、同号該当性について別途判断する。

(4) 受託事業者の従業員に関する情報について

受託事業者の担当技術者、管理技術者及び照査技術者の氏名及び資格名は、受託事業者の従業員個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第1項第1号本文に該当する。

また、当該情報は、例外的に開示することが認められる同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、実施機関が、受託事業者の担当技術者、管理技術者及び照査技術者の氏名及び資格名について、条例第7条第1項第1号に該当するとして非開示とした決定は妥当である。

(ウ) 受託事業者に関する情報について

報告書を作成した受託事業者は株式会社であり、その代表者印の印影は、個人に関する情報ではないことは明らかであることから、条例第7条第1項第1号には該当しない。

しかしながら、当該情報については、条例第7条第1項第2号に該当するかについて判断する必要がある情報であることから、同号該当性について別途判断する。

以上のことから、実施機関が条例第7条第1項第1号に該当するとして非開示とした情報のうち、居室の内部写真並びに受託事業者の担当技術者、管理技術者及び照査技術者の氏名及び資格名について、同号に該当するとして非開示とした決定は妥当である。

(6) 条例第7条第1項第2号該当性について

ア 本号の趣旨

条例第7条第1項第2号は、法人等又は事業を営む個人の自由な経済活動その他の正当な活動を保障し、事業に関する情報の開示により不利益を与えることを防止するという観点から、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については、非開示とすることを定めている。

また、条例第7条第1項第2号ただし書は、本号本文に該当する情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される事業者の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないと定めている。

イ 該当性の判断

受託事業者の代表者印の印影は、契約などの取引を行う上で重要なもの

であることから、公にすることにより悪用されるおそれがあるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、条例第7条第1項第2号本文に該当し、また、当該情報が同号ただし書に該当しないことは明らかである。

よって、受託事業者の代表者印の印影は、条例第7条第1項第2号に該当する。

以上のことから、実施機関が条例第7条第1項第1号に該当するとして非開示とした情報のうち、受託事業者の代表者印の印影については、同号には該当しないが、同項第2号に該当することから、当該情報について、実施機関が非開示とした決定は、結論において妥当である。

(7) 条例第7条第1項第4号該当性について

ア 本号の趣旨

条例第7条第1項第4号は、県の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては開示しない旨を定めており、イからホにおいて、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、公にすることによりその公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを例示的に掲げている。

また、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定している。

したがって、公にすることによる支障は、例示的に掲げたものに限定されるものではなく、これらの事務又は事業以外にも、開示することにより事務又は事業に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれ、当該事務又は事業の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある限り非開示となる。

イ 該当性の判断

(ア) 実施機関は、理由説明書において、本件建物に係る損失補償については現在も本件建物所有者と交渉を継続中であり、本件建物所有者の氏名、本件建物に係る損失補償金額を算出した設計書、本件建物の図面及び内部写真等の情報を現時点で開示することになると、本件建物所有者が実施機関に対して不信感を抱き、今後は交渉に応じないなど、実施機関が

行う公共事業に対する協力が得られなくなるおそれがあることから、条例第7条第1項第4号に該当すると説明している。

- (イ) 一般に、公共事業に係る工事の施行に起因して発生する建物等に係る損失補償を行うに当たっては、建物所有者の承諾及び立ち会いの下、当該建物に立ち入って詳細な調査を行い、その結果に基づいて損失補償金額を算定するものであり、調査を円滑に行い、その後の損失補償を行うに当たっては、建物所有者と信頼関係を構築し、維持していくことが必要不可欠であると認められる。
- (ウ) 本件建物所有者と本件建物に係る損失補償契約を締結していない現時点において、実施機関が損失補償交渉の相手方である本件建物所有者の氏名、本件建物に係る詳細な図面及び損失補償金額の算定等に関する情報を開示するとなると、実施機関が本件建物所有者と物件調査や損失補償交渉を通じて慎重に構築してきた信頼関係が損なわれ、その結果、本件建物所有者が今後の交渉に応じなくなるなど、実施機関が行う公共事業の施行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、条例第7条第1項第4号に該当する。

なお、実施機関は、これらの情報のうち、一部の建物番号、損失補償単価、写真番号及び調査区域住所について非開示としているが、当該情報を開示することにより、実施機関と本件建物所有者との信頼関係が損なわれるおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第1項第4号には該当しない。

以上のことから、実施機関が条例第7条第1項第1号に該当するとして非開示とした情報のうち、建物番号、損失補償単価、写真番号及び調査区域住所については、開示すべきである。

また、実施機関が条例第7条第1項第1号に該当するとして非開示とした情報のうち、本件建物所有者に関する情報並びに本件建物に関する情報のうち居室内部の写真、建物番号、損失補償単価、写真番号及び調査区域住所を除く部分については、同号には該当しないが、同項第4号に該当することから、これらの情報について、実施機関が非開示とした決定は、結論において妥当である。

7 審査会の判断

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

8 付言

実施機関には、本件決定に至るまでの事務処理において、開示請求の内容の確認や非開示とする理由の検討を十分に行わず、非開示とした部分及び理由が二転三転した末に、前述のとおり一部不適切な決定を行ったことに加えて、本件決定通知書の記載が不十分である、あるいは、同一の情報について、開示した部分と非開示とした部分が混在するなど、軽率かつ不適切な対応が多く見受けられた。

このような軽率かつ不適切な対応は、情報公開制度に対する県民の信頼を失墜させるものであり、今後条例の趣旨を踏まえ、適切な対応が行われるよう審査会として強く注意を喚起する。